

出雲エネルギーセンターへの廃棄物（可燃ごみ）搬入上の留意事項

1. 搬入者の遵守事項

- ①搬入車両はシートでの被覆や梱包を厳重にするなど、搬入物の飛散・流出・悪臭対策を十分に施すこと。
- ②搬入にあたっては、職員の指示に従うこと。
- ③搬入物の速やかな荷下ろしができるような人数で搬入すること。
- ④搬入物の投入（搬入）後に飛散した搬入物の清掃を必ず行なうこと。
- ⑤構内では、徐行及び一時停止などの表示に従い通行すること。
- ⑥リサイクルできるものはリサイクルに努めること。
- ⑦搬入物の大きさ（長さ）は、次の制限以内にする。

角材など棒状のもの：長さ 2m 以下かつ最大直径（角材は 1 辺）20 cm 以下
（加工された木材）

剪定枝：枝葉のあるものは長さ 1 m 以下かつ最大直径 20 cm 以下

：枝葉のないものは長さ 2 m 以下かつ最大直径 20 cm 以下

板類など：2m × 1 m 以下

ひも・ロープ類：50 cm 以下（搬入物の梱包や結束で使用するものを除く。）

※剪定枝は剪定枝置き場へ、剪定枝以外の可燃ごみ（草を含む）はプラットホームへ搬入すること。

⑧衣類などを多量に搬入する場合は、袋などに入れて搬入すること。

⑨草を搬入する場合は、泥をしっかりと落とすこと。

※できるだけ乾かして搬入してください。

⑩**剪定枝、草、木材を搬入する場合は、最大積載量 2 トン以下の車両で搬入すること。**

（1 日最大 2 トン車で 2 台分まで）

ただし、剪定枝については 4 トン車まで可能です。また、1 2 月～4 月までは 2 トン車は 4 台、4 トン車は 2 台まで搬入できます。

2. 搬入を禁止するもの

①事業所から排出される**産業廃棄物**

②金具や釘などの金属が付いているもの

（スプリング等の金属が入ったベッドのマットレスも搬入禁止です。）

- ③ペンキなど塗料類等液体状のもの及び汚泥状のもの
- ④医療機関等から排出される血液等の付着したガーゼなどの医療廃棄物、並びに農薬等有害、有毒薬品類及びその含有汚泥
- ⑤花火（未使用のもの）・火薬類・魚網・醸造物・動物の排泄物・廃油
- ⑥位牌・仏壇
- ⑦その他、出雲市が処理困難と判断したもの。

3. ごみ処理手数料

	種 別	手 数 料
1	家庭生活により生じたもの	5 1 円 / 1 0 kg
2	事業活動により生じたもの (事業系一般廃棄物)	1 5 4 円 / 1 0 kg
3	「1」と「2」の混合したもの	1 5 4 円 / 1 0 kg
4	飼い犬、飼い猫等の動物の死体（ペット）	3, 0 8 5 円 / 1 頭

※虚偽の申請をされた場合は搬入をお断りします。

※釣銭がいらぬように準備をしてください。

4. 搬入時間

- ・月曜日～金曜日 8時30分～16時30分
- ・土曜日 8時30分～12時00分

※ 祝日も上記曜日の時間どおりとなります。

(日曜日及び1月1日から1月3日の間は搬入できません。)

5. 計量設備概要

- ・載 台 寸 法 : 3. 0 m × 8. 0 m
- ・計 量 単 位 : 1 0 k g
- ・計量最大重量 : 3 0 t

この留意事項を遵守していただけない場合は、お持ち帰りいただくこともあります。